



除 雪

道路環境課 TEL019-629-5878

昨年のは、記録的な大雪に見舞われ、除雪について、県民の皆様から様々なご要望が寄せられました。これから雪の季節を迎えるのを前に、除雪事業についてのお知らせとお願いです。

県管理道路 263 路線、延長 4213.8km のうち、積雪が多く雪崩のおそれや幅員が狭く、周囲に人家が無い場合冬期閉鎖する区間を除いた 3,833.6km(全体延長 91%)を除雪しています。

【除雪出動基準】

○ 車道除雪

高速道路IC、空港、医療施設その他の重要公共施設等への連絡道路を優先して除雪を実施します。初期除雪の場合は、降雪量 5cm で引き続き降雪が予想される場合、あるいは降雪量 10cm 以上、または吹きだまりの生ずる恐れのある場合。

○ 融雪剤散布

橋、交差点、急カーブ区間、トンネルの出入口等を中心に道路へ融雪剤を散布します。

○ 歩道除雪

通勤、通学路を優先して除雪を実施します。確保すべき路面状態は、防寒靴等で歩行可能とし、除雪幅は 1m 以上を標準とします。



【除雪の工夫】

○ 市町村との連携除雪

県と市町村といった従来の縦割りの行政サービスを改善する第一歩として、除雪作業の連携を進めていきます。主な連携方法としては、

1. 路線の相互交換

県が除雪したほうが効率的な市町村道、市町村が除雪したほうが効率的な県道を相互に交換します。

2. 委託先の同一化

隣接する県道と市町村道を同じ委託業者をお願いします。

3. 市町村へ除雪機械の貸出

県の除雪に支障のない範囲で、所有する除雪機械を市町村へ貸し出します。

メリット

限られた除雪機械を効率的に稼働させることができるので除雪の作業効率上がり、効率的効果的な除雪が期待されます。

○ 住民協働による歩道除雪

H17 から実施している住民協働による歩道除雪(みんなの安心ゆきみちモデル事業)を引き続き試行的に実施します。H18 は、6 市町村へ 8 台の小型除雪機を貸し出し、歩道除雪への協力をお願いしています。



【県からのお願い】

1. 路上駐車禁止

除雪作業の支障となります。

2. 自宅前の歩道除雪

車道除雪により雪が家の出入口に溜まる場合があります。その際には雪かき作業のご協力をお願いいたします。

3. 地域ぐるみでの除排雪活動

地域で協力して除雪作業を行い、雪の季節を乗り越えましょう！